

無 配 当 医 療 保 障 保 険 （ 団 体 型 ） ～ メ デ ィ カ ル ・ セ レ ク ト ～ の 給 付 金 の 対 象 と な る 疾 病 ・ 手 術 等 に つ い て

この冊子は、無配当医療保障保険（団体型）の各種給付金の対象となる疾病や手術等について約款に基づき記載したものです。ご契約内容・ご加入内容はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。また、各種給付金のお支払い事由、免責事由等については当冊子には記載しておりませんので、こちらもパンフレット等にてご確認ください。

I N D E X 目次

給付金別 I N D E X		P. 1
1 各種入院・手術・通院給付金の対象となる疾病	三大疾病入院給付金 三大疾病短期入院給付金 三大疾病手術給付金	P. 2
	生活習慣病入院給付金 生活習慣病短期入院給付金 生活習慣病手術給付金 生活習慣病通院給付金	P. 3
	女性疾病入院給付金 女性疾病短期入院給付金 女性疾病手術給付金	P. 4～7
	ガン入院給付金 ガン短期入院給付金 ガン手術給付金	P. 8
2 各種診断給付金の対象となる疾病	三大疾病診断給付金	P. 9
	ガン診断給付金	P. 10
3 各種手術給付金の対象となる手術および給付倍率表	手術給付金	P. 11～14
	三大疾病手術給付金	P. 15
	生活習慣病手術給付金	P. 16
	女性疾病手術給付金	P. 17
	ガン手術給付金	P. 18
4 障害状態、要介護状態、特定損傷について	災害死亡給付金・障害給付金	P. 19～26
	疾病障害給付金	P. 27～37
	介護給付金	P. 38～39
	特定損傷給付金	P. 40

給付金別 I N D E X

1. 各種入院給付金・通院給付金について

給付金の名称	項目
三大疾病入院給付金 三大疾病短期入院給付金	対象となる疾病 (P. 2)
生活習慣病入院給付金 生活習慣病短期入院給付金 生活習慣病通院給付金	対象となる疾病 (P. 3)
女性疾病入院給付金 女性疾病短期入院給付金	対象となる疾病 (P. 4～7)
ガン入院給付金 ガン短期入院給付金	対象となる疾病 (P. 8)

2. 各種手術給付金について

給付金の名称	項目
手術給付金	対象となる手術および給付倍率表 (P. 11～14)
三大疾病手術給付金	対象となる手術および給付倍率表 (P. 15) 対象となる疾病 (P. 2)
生活習慣病手術給付金	対象となる手術および給付倍率表 (P. 16) 対象となる疾病 (P. 3)
女性疾病手術給付金	対象となる手術および給付倍率表 (P. 17) 対象となる疾病 (P. 4～7)
ガン手術給付金	対象となる手術および給付倍率表 (P. 18) 対象となる疾病 (P. 8)

3. その他の給付金について

給付金の名称	項目
三大疾病診断給付金	対象となる疾病 (P. 9)
ガン診断給付金	対象となる疾病 (P. 10)
災害死亡給付金・障害給付金 (傷害特約)	対象となる障害状態 (P. 19～26)
疾病障害給付金 (疾病障害特約)	対象となる障害状態 (P. 27～37)
介護給付金	対象となる要介護状態 (P. 38～39)
特定損傷給付金	対象となる特定損傷状態 (P. 40)

1. 各種入院・手術・通院給付金の対象となる疾病

三大疾病

対象となる給付金

三大疾病入院給付金・三大疾病短期入院給付金・三大疾病手術給付金

対象となる疾病の種類は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のもの（ただし、I23、I69.0、I69.1またはI69.3以外であっても、当該分類項目を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症と当社が認めたものを含みます。）とし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

疾病区分	分類項目	分類コード
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	9. 男性性器の悪性新生物	C60～C63
	10. 尿路の悪性新生物	C64～C68
	11. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	16. 上皮内新生物	D00～D09
急性心筋梗塞	17. 急性心筋梗塞	I21
	18. 再発性心筋梗塞	I22
	19. 急性心筋梗塞の続発合併症	I23
脳卒中	20. くも膜下出血	I60
	21. 脳内出血	I61
	22. 脳梗塞	I63
	23. くも膜下出血の続発・後遺症	I69.0
	24. 脳内出血の続発・後遺症	I69.1
	25. 脳梗塞の続発・後遺症	I69.3

(※) 三大疾病手術給付金については、[対象となる手術](#)についてもあわせてご確認ください。

1. 各種入院・手術・通院給付金の対象となる疾病

生活習慣病

対象となる給付金	生活習慣病入院給付金 生活習慣病短期入院給付金 生活習慣病手術給付金 生活習慣病通院給付金
----------	--

対象となる疾病の種類は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

疾 病 区 分	分 類 項 目	分 類 コー ド
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	9. 男性性器の悪性新生物	C60～C63
	10. 尿路の悪性新生物	C64～C68
	11. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	16. 上皮内新生物	D00～D09
糖 尿 病	糖尿病	E10～E14
心 疾 患	1. 慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	2. 虚血性心疾患	I20～I25
	3. 肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	4. その他の型の心疾患	I30～I52
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69

(※) 生活習慣病手術給付金については、[対象となる手術](#)についてもあわせてご確認ください。

1. 各種入院・手術・通院給付金の対象となる疾病

女性疾病

対象となる給付金

女性疾病入院給付金 女性疾病短期入院給付金 女性疾病手術給付金

対象となる疾病の種類は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

疾病区分	分類項目	分類コード
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	7. 乳房の悪性新生物	C50
	8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	9. 尿路の悪性新生物	C64～C68
	10. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	11. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	12. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	13. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	14. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	15. 上皮内新生物（D00～D09）中の	
・ 口腔、食道および胃の上皮内癌	D00	
・ その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01	
・ 中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02	
・ 上皮内黒色腫	D03	
・ 皮膚の上皮内癌	D04	
・ 乳房の上皮内癌	D05	
・ 子宮頸（部）の上皮内癌	D06	
・ その他および部位不明の性器の上皮内癌（D07）中の		
・ 子宮内膜	D07.0	
・ 外陰部	D07.1	
・ 膣	D07.2	
・ その他および部位不明の女性性器	D07.3	
・ その他および部位不明の上皮内癌	D09	

1. 各種入院・手術・通院給付金の対象となる疾病

女性疾病

疾病区分	分類項目	分類コード
乳房、女性性器 または泌尿器の 良性新生物、性 状不詳または不 明の新生物	1. 良性新生物（D10～D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性性器の良性新生物 ・泌尿器の良性新生物（D30）中の ・腎 ・腎盂 ・尿管 ・膀胱 ・尿道 ・その他の泌尿器 2. 性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性性器の性状不詳または不明の新生物 ・泌尿器の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48） 中の ・乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D30.0 D30.1 D30.2 D30.3 D30.4 D30.7 D39 D41 D48.6
乳房および女性 性器の疾患	1. 乳房の障害 2. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 3. 女性性器の非炎症性障害＜男性側要因に関連する女性不妊症（N97.4）は除く＞	N60～N64 N70～N77 N80～N98
妊娠、分娩およ び産じょく＜褥 ＞の合併症	1. 流産に終わった妊娠 2. 妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害 3. 主として妊娠に関連するその他の母体障害（O20～O29）中の ・妊娠早期の出血 ・過度の妊娠嘔吐 ・妊娠中の静脈合併症 ・妊娠中の尿路性器感染症 ・妊娠中の糖尿病 ・妊娠中の栄養失調(症) ・主として妊娠に関連するその他の病態の母体ケア 4. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 5. 分娩の合併症	O00～O08 O10～O16 O20 O21 O22 O23 O24 O25 O26 O30～O48 O60～O75

1. 各種入院・手術・通院給付金の対象となる疾病

女性疾病

疾病区分	分類項目	分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>の合併症	6. 分娩（O80～O84）中の ・ 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 ・ 帝王切開による単胎分娩 ・ その他の介助単胎分娩 ・ 多胎分娩<全児自然分娩（O84.0）は除く> 7. 主として産じょく<褥>に関連する合併症（O85～O92）中の ・ 産じょく<褥>性敗血症 ・ その他の産じょく<褥>性感染症 ・ 産じょく<褥>における静脈合併症 ・ 産科的塞栓症 ・ 産じょく<褥>の合併症、他に分類されないもの ・ 分娩に関連する乳房の感染症 ・ 分娩に関連する乳房および授乳のその他の障害 8. その他の産科的病態、他に分類されないもの（O95～O99）中の ・ 他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併する母体の感染症および寄生虫症 ・ 他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併するその他の母体疾患	O81 O82 O83 O84 O85 O86 O87 O88 O90 O91 O92 O98 O99
卵巣機能障害	1. その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・ 卵巣機能障害 2. 代謝障害（E70～E90）中の処置後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・ 処置後卵巣機能不全（症）	E28 E89.4
泌尿器系の疾患	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全（N17～N19）中の ・ 慢性腎不全 4. 尿路結石症（N20～N23）中の ・ 腎結石及び尿管結石 ・ 下部尿路結石 ・ 他に分類される疾患における尿路結石 5. 尿路系のその他の疾患	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N30～N39
貧血	1. 性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・ 骨髄異形成症候群 2. 栄養性貧血 3. 溶血性貧血（D55～D59）中の ・ 後天性溶血性貧血 4. 無形成性貧血およびその他の貧血	D46 D50～D53 D59 D60～D64

1. 各種入院・手術・通院給付金の対象となる疾病

女性疾病

疾病区分	分類項目	分類コード
甲状腺の疾患	1. 良性新生物（D10～D36）中の ・甲状腺の良性新生物	D34
	2. 甲状腺障害（E00～E07）中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症（E03）中の ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮（後天性）	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	・甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕	E05
	・甲状腺炎	E06
	・その他の甲状腺障害	E07
3. 代謝障害（E70～E90）中の処置後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・処置後甲状腺機能低下症	E89.0	
循環器系の疾患	1. 慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	2. 静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I80～I89）中のその他の部位の静脈瘤（I86）中の ・外陰静脈瘤	I86.3
	3. 循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の ・低血圧（症）	I95
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I97.2
消化器系の疾患	胆のう<囊>、胆管および膵の障害（K80～K87）中の ・胆石症	K80
	・胆のう<囊>炎	K81
	・胆のう<囊>のその他の疾患	K82
	・胆道のその他の疾患	K83
慢性関節リウマチ	炎症性多発性関節障害（M05～M14）中の ・血清反応陽性慢性関節リウマチ	M05
	・その他の慢性関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害（M12）中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー病〕	M12.0

(※) 女性疾病手術給付金については、[対象となる手術](#)についてもあわせてご確認ください。

1. 各種入院・手術・通院給付金の対象となる疾病

ガン

対象となる給付金

ガン入院給付金 ガン短期入院給付金 ガン手術給付金

対象となる疾病の種類は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものとします。

分 類 項 目	分類コード
1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
2. 消化器の悪性新生物	C15～C26
3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
7. 乳房の悪性新生物	C50
8. 女性性器の悪性新生物	C51～C58
9. 男性性器の悪性新生物	C60～C63
10. 尿路の悪性新生物	C64～C68
11. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
16. 上皮内新生物	D00～D09

(※) ガン手術給付金については、[対象となる手術](#)についてもあわせてご確認ください。

2. 各種診断給付金の対象となる疾病

三大疾病

対象となる給付金	三大疾病診断給付金
----------	-----------

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」に記載された分類項目中、表2の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、次の疾病を除く。 (1) 責任開始の日（復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日）から起算して90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 (2) 上皮内癌 (3) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳 卒 中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	分類コード
1. 悪性新生物	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	(2) 消化器の悪性新生物	C15～C26
	(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	(5) 皮膚の悪性黒色腫	C43
	(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	(7) 乳房の悪性新生物	C50
	(8) 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	(9) 男性性器の悪性新生物	C60～C63
	(10) 尿路の悪性新生物	C64～C68
	(11) 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
2. 急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
3. 脳 卒 中	(1) くも膜下出血	I60
	(2) 脳内出血	I61
	(3) 脳梗塞	I63

2. 各種診断給付金の対象となる疾病

ガン

対象となる給付金	ガン診断給付金
----------	---------

対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類項目中、表2の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物

疾 病 名	疾病の定義
悪性新生物	<p>悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、次の疾病を除く。</p> <p>(1) 責任開始の日（復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日）から起算して90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物</p> <p>(2) 上皮内癌</p> <p>(3) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌</p>

表2 対象となる悪性新生物の分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	分類コード
悪性新生物	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	(2) 消化器の悪性新生物	C15～C26
	(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	(5) 皮膚の悪性黒色腫	C43
	(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	(7) 乳房の悪性新生物	C50
	(8) 女性性器の悪性新生物	C51～C58
	(9) 男性性器の悪性新生物	C60～C63
	(10) 尿路の悪性新生物	C64～C68
	(11) 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
	(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

3. 各種手術給付金の対象となる手術および給付倍率表

手術給付金

対象となる給付金	手術給付金
----------	-------

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）	20
2. 乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く）	10
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20

3. 各種手術給付金の対象となる手術および給付倍率表

手術給付金

対象となる手術の種類	給付倍率
§ 消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42. 陰茎切断術	40
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51. 卵管・卵巣観血手術（経膈的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20

3. 各種手術給付金の対象となる手術および給付倍率表

手術給付金

対象となる手術の種類	給付倍率
§ 感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	20
84. 上記以外の開胸術	20
85. 上記以外の開腹術	10
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10

3. 各種手術給付金の対象となる手術および給付倍率表

手術給付金

対象となる手術の種類	給付倍率
§ 新生物根治放射線照射 88. 新生物根治放射線照射（5,000 ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 各種手術給付金の対象となる手術および給付倍率表

三大疾病手術給付金

対象となる給付金	三大疾病手術給付金
----------	-----------

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～12を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 体内用ペースメーカー埋込術	20
2. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
3. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
4. 直視下心臓内手術	40
5. 心膜切開・縫合術	20
6. 頭蓋内観血手術	40
7. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
8. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
9. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
10. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
11. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
12. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

(※) [対象となる疾病](#)についてもあわせてご確認ください。

3. 各種手術給付金の対象となる手術および給付倍率表 生活習慣病手術給付金

対象となる給付金	生活習慣病手術給付金
----------	------------

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～17を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
2. 体内用ペースメーカー埋込術	20
3. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
4. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
5. 直視下心臓内手術	40
6. 心膜切開・縫合術	20
7. 副腎全摘除術	20
8. 頭蓋内観血手術	40
9. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
10. 白内障・水晶体観血手術	20
11. 網膜剥離症手術	10
12. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
13. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
14. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
15. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
16. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
17. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

(※) [対象となる疾病](#)についてもあわせてご確認ください。

3. 各種手術給付金の対象となる手術および給付倍率表

女性疾病手術給付金

対象となる給付金	女性疾病手術給付金
----------	-----------

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～26を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 乳房切断術	20
2. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
3. 静脈瘤根本手術	10
4. 直視下心臓内手術	40
5. 脾摘除術	20
6. 腹膜炎手術	20
7. 胆嚢・胆道観血手術	20
8. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
9. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
10. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
11. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
12. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
13. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
14. 帝王切開娩出術	10
15. 子宮外妊娠手術	20
16. 子宮脱・膣脱手術	20
17. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
18. 卵管・卵巣観血手術（経膈的操作は除く。）	20
19. その他の卵管・卵巣手術	10
20. 甲状腺手術	20
21. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
22. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
23. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
24. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
25. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
26. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

(※) [対象となる疾病](#)についてもあわせてご確認ください。

3. 各種手術給付金の対象となる手術および給付倍率表

ガン手術給付金

対象となる給付金	ガン手術給付金
----------	---------

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4. 新生物根治放射線照射（ 5,000 ラド以上の照射で、施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。）	10

備 考

治療を直接の目的とする手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

(※) [対象となる疾病](#)についてもあわせてご確認ください。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

災害死亡給付金・障害給付金

対象となる給付金

災害死亡給付金・障害給付金

対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥＜吸引＞ 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

災害死亡給付金・障害給付金

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
・自然の力への曝露（X30～X39）	・自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・無重力環境への長期滞在（X52）
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

災害死亡給付金

対象となる給付金	災害死亡給付金
----------	---------

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。）である感染症をいいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含みます。なお、次のいずれにも該当しない期間中は「対象となる感染症」に含まれないため、当該期間中に被保険者が死亡した場合には、当社は災害死亡給付金を支払いません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

(2024年4月改定)

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

障害給付金

対象となる給付金	障害給付金
----------	-------

給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

障害給付金

等級	身 体 障 害	給付割合
第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢を永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備 考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

障害給付金

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (ア) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (イ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (ウ) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4} (a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で、その回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、その回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

障害給付金

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指においては近位指節間関節以上で失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の完全強直で、その回復の見込のない場合をいいます。

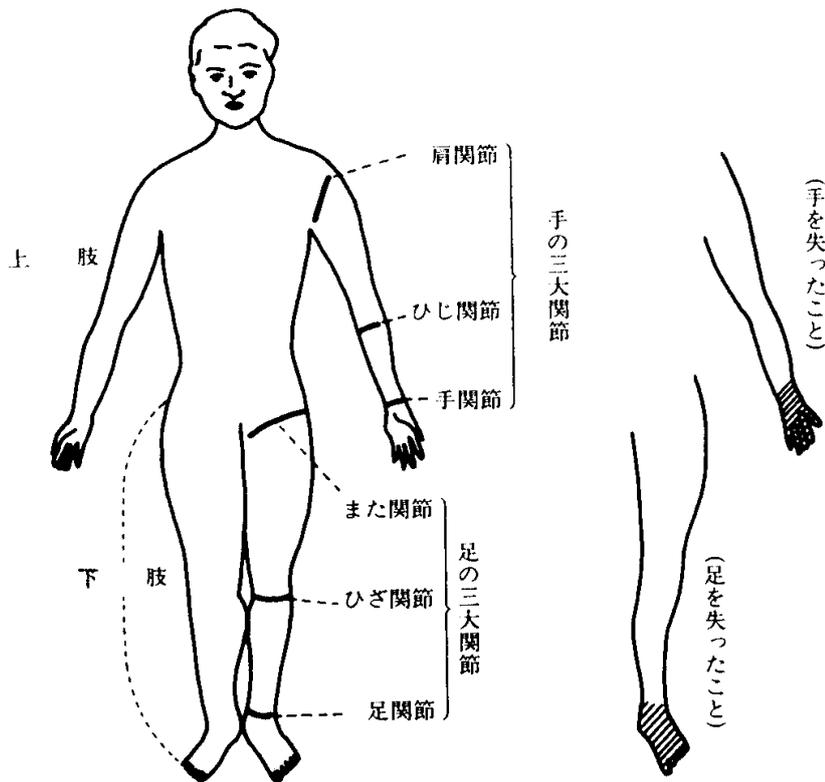
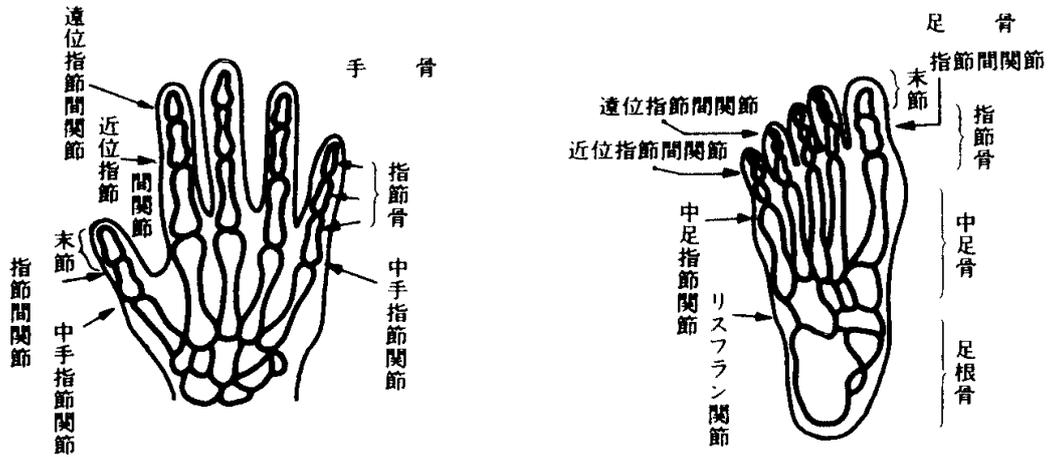
身体の同一部位

1. 1 上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
2. 1 下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
3. 眼については、両眼を同一部位とします。
4. 耳については、両耳を同一部位とします。
5. 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
6. 給付割合表の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

障害給付金

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

対象となる給付金

疾病障害給付金

対象となる疾病障害状態

- (a) 両眼の視力に著しい障害を有するもの
 (b) 両耳の聴力に著しい障害を有するもの
 (c) 平衡機能に著しい障害を有するもの
 (d) 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
 (e) 1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 (f) 両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 (g) 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
 (h) 両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1 上肢および1 下肢の機能に相当程度の障害を有するもの
 (i) 四肢の機能に障害を有するもの
 (j) 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 (k) 次の疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、高血圧、骨盤内臓器の障害
 (l) 両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの
 (m) 1 上肢のすべての指を欠くもの
 (n) 両下肢のすべての指を欠くもの
 (o) 1 下肢を足関節以上で欠くもの
 (p) 永続的な人工透析療法を受けたもの

備 考

1. 眼の障害（視力障害）（上表(a)）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 (2) 「両眼の視力に著しい障害を有するもの」とは、両眼の視力の和（両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。）が0.08以下のものをいいます。
 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は「両眼の視力に著しい障害を有するもの」には該当しません。

2. 耳の障害（聴力障害）（上表(b)）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーヂオメータで行います。
 (2) 「両耳の聴力に著しい障害を有するもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上のもの、または80デシベル以上かつ最良語音明瞭度（語音明瞭度が最も高い値）が30%以下のものをいいます。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100 (\%)$$

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

3. 平衡機能の障害（上表(c)）

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、脳または内耳に器質的異常があるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼で起立不能または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度のものをいいます。

4. 上・下肢の障害（上表(d)～(i)、(l)～(o)）

(1) 「1 上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1 上肢の3 大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中いずれか2 関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

(ウ) 筋力が著減または消失しているもの

筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、次の5段階に区別します。

((5)の筋力についても同じとします。)

正 常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半 減	検者の加える抵抗には抗しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著 減	自分の体部分の重さに抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消 失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

(2) 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」（以下「上肢の指の用を全く廃したもの」をいいます。）とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、癬痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、指があってもそれが無いのほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

(3) 「両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、1指を他指に対立させて物をつまむことができない程度のものをいいます。

(4) 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。

(5) 「1 下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1 下肢の3 大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか2 関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

(ア) 不良肢位で強直しているもの

(イ) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

(ウ) 筋力が著減または消失しているもの

(6) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くものをいいます。

(7) 「1 下肢を足関節以上で欠くもの」とは、リスフラン関節以上で欠くものをいいます。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

- (8) 「両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの」とは、両上肢の機能もしくは両下肢の機能、または1上肢および1下肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
- (9) 「四肢の機能に障害を有するもの」とは、四肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の一部が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

5. 体幹の障害（上表(j)）

「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいい、「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位または坐位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するものをいいます。

6. 次の疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの

呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、高血圧、骨盤内臓器の障害（上表(k)）

「疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。

なお、以下「(3)腎疾患、(4)肝疾患、(5)血液・造血器疾患および(6)高血圧」で使用する「一般状態区分」とは、次の区分をいいます。

〔一般状態区分〕

- ① 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる
- ② 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。例えば、軽い家事、事務など
- ③ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している
- ④ 身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している
- ⑤ 身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている

(1) 呼吸器疾患

肺 結 核	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排菌がなく、かつ、胸部X線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」という。）のⅠ型もしくはⅡ型（浄化空洞例を除く）またはⅢ型で病巣の拡がり3（大）であるもの 2. 直前の6か月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のⅠ型、Ⅱ型またはⅢ型であるもの
-------------	--

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

じん肺	<ol style="list-style-type: none"> 胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以上のもの 胸部X線所見に活動性の肺結核が認められるもの 下記の呼吸器疾患活動能力区分の③、④または⑤に該当し、かつ、予測肺活量1秒率が30%以下のもの 二段昇降試験は不能であるが、一段昇降試験において発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの 二段昇降試験は不能であるが、一段昇降試験において、3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの 																												
肺機能障害	<ol style="list-style-type: none"> 活動能力の程度が下記の呼吸器疾患活動能力区分の③、④または⑤に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 予測肺活量1秒率が30%以下のもの 下記の動脈血ガス分析値表の高度異常、中等度異常または軽度異常に該当するもの 二段昇降試験は不能であるが、一段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの、または一段昇降試験においても発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの 																												
<p>〔呼吸器疾患活動能力区分〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる 階段をゆっくりでも登れないが、途中休み休みなら登れる 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける ゆっくりでも少し歩くと息切れがする 息苦しくて身のまわりのこともできない 																													
<p>〔動脈血ガス分析値表〕</p> <table border="1" data-bbox="164 1473 1225 2002"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>検査項目</th> <th>単位</th> <th>正 常</th> <th>軽度異常</th> <th>中等度異常</th> <th>高度異常</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>動脈血O₂ 分圧</td> <td>mm Hg</td> <td>76 以上</td> <td>75～66</td> <td>65～56</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>動脈血CO₂ 分圧</td> <td>mm Hg</td> <td>34～45</td> <td>46～50</td> <td>51～59</td> <td>60 以上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>肺泡気・動脈血O₂ 分圧較差</td> <td>mm Hg</td> <td>24 以下</td> <td>25 以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		区分	検査項目	単位	正 常	軽度異常	中等度異常	高度異常	1	動脈血O ₂ 分圧	mm Hg	76 以上	75～66	65～56	55 以下	2	動脈血CO ₂ 分圧	mm Hg	34～45	46～50	51～59	60 以上	3	肺泡気・動脈血O ₂ 分圧較差	mm Hg	24 以下	25 以上	—	—
区分	検査項目	単位	正 常	軽度異常	中等度異常	高度異常																							
1	動脈血O ₂ 分圧	mm Hg	76 以上	75～66	65～56	55 以下																							
2	動脈血CO ₂ 分圧	mm Hg	34～45	46～50	51～59	60 以上																							
3	肺泡気・動脈血O ₂ 分圧較差	mm Hg	24 以下	25 以上	—	—																							

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

(2) 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記の心臓疾患重症度区分の③、④または⑤に該当し、かつ、下記の心臓疾患検査所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの

〔心臓疾患重症度区分〕

- ① 心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないもの
- ② 身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- ③ 身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- ④ 身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- ⑤ 安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からはずすと訴えが増強するもの

〔心臓疾患検査所見区分〕

- ① 明らかな器質的雑音が認められるもの
- ② X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの
- ③ 胸部X線所見で、肺野に高度うっ血所見のあるもの
- ④ 心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの
- ⑤ 心電図で、脚ブロック所見のあるもの
- ⑥ 心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの
- ⑦ 心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの
- ⑧ 心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
- ⑨ 心電図で、STの低下が0.2mV以上の所見があるもの
- ⑩ 心電図で、第Ⅲ誘導およびV₁以外の誘導のTが逆転した所見のあるもの
- ⑪ 心臓ペースメーカーを装着したもの
- ⑫ 人工弁を装着したもの

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

(3) 腎疾患

下記の腎疾患臨床所見区分のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、下記の腎疾患検査所見区分のいずれか1つ以上に該当し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの

〔腎疾患臨床所見区分〕

- ① 腎不全に基づく末梢神経症
- ② 腎不全に基づく消化器症状
- ③ 水分電解質異常
- ④ 腎不全に基づく精神異常
- ⑤ X線上における骨異栄養症
- ⑥ 腎性貧血
- ⑦ 代謝性アシドーシス
- ⑧ 重篤な高血圧症
- ⑨ 腎疾患に直接関連するその他の症状

〔腎疾患検査所見区分〕

- ① 内因性クレアチンクリアランス値が20(ml/分)未満
- ② 血清クレアチニン濃度が5(mg/dl)以上
- ③ 血液尿素窒素が40(mg/dl)以上

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

(4) 肝疾患

1. 下記の肝疾患臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の肝機能異常度指表に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの
2. 下記の肝機能異常度指表に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの

〔肝疾患臨床所見区分〕

- ① 腹水が1か月以上存続するもの
- ② 明らかな食道静脈瘤が証明されるもの
- ③ 高度の腹壁静脈怒張のあるもの
- ④ 意識障害発作を繰り返すもの
- ⑤ 胆道疾患で発熱が頻発するもの

〔肝機能異常度指表〕

検査系列	検査項目	単位	異常	高度異常
A	アルブミン (電気泳動法)	g/dl	2.8以上 3.8未満	2.8未満
	γグロブリン (電気泳動法)	g/dl	1.8以上 2.5未満	2.5以上
	ZTT (Kunkel法)	単位	14以上 20未満	20以上
B	ICG (15分値)	%	10以上 30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg/dl	1.0以上 5.0未満	5.0以上
	黄疸指数 (Meulengracht法)	—	10以上 30未満	30以上

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

検査系列	検査項目	単位	異常	高度異常
C	GOT (Karmen 法)	単位	50 以上 200 未満	200 以上
	GPT (Karmen 法)	単位	50 以上 200 未満	200 以上
D	アルカリフォスファターゼ (Bessey 法)	単位	3.5 以上 10 未満	10 以上
	アルカリフォスファターゼ (Kind-King 法)	単位	12 以上 30 未満	30 以上

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

(5) 血液・造血器疾患

血液・造血器疾患を、その臨床像から「難治性貧血群」、「出血傾向群」、「造血器腫瘍群」に大別し、それぞれに定める条件に該当するもの

難治性貧血群 (再生不良性貧血・溶血性貧血等)	(条件) 下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の難治性貧血群検査所見区分の①から④までのうち、3つ以上に該当し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの。ただし、溶血性貧血の場合は、下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の難治性貧血群検査所見区分の①に該当し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの
	[難治性貧血群臨床所見区分] ① 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの ② 輸血を時々必要とするもの
	[難治性貧血群検査所見区分] ① 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (ア) 血色素量が 9.0 g/dl 未満のもの (イ) 赤血球数が 300 万 /mm ³ 未満のもの ② 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (ア) 白血球数が 3,000/mm ³ 未満のもの (イ) 顆粒球数が 1,000/mm ³ 未満のもの ③ 末梢血液中の血小板数が 5 万 /mm ³ 未満のもの ④ 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (ア) 有核細胞が 5 万 /mm ³ 未満のもの (イ) 巨核球数が 30 /mm ³ 未満のもの (ウ) リンパ球が 40% 以上のもの (エ) 顆粒球 (G) と赤芽球 (E) との比 (G/E) が 3 以上のもの
出血傾向群 (紫斑病・凝固因子欠乏症等)	(条件) 下記の出血傾向群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の出血傾向群検査所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの
	[出血傾向群臨床所見区分] ① 中度の出血傾向または関節症状のあるもの ② 凝固因子製剤を時々輸注しているもの
	[出血傾向群検査所見区分] ① 出血時間 (デューク法) が 5 分以上のもの ② 凝固時間 (リー・ホワイト法) が 20 分以上のもの ③ 血小板数が 5 万 /mm ³ 未満のもの

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

造血器腫瘍群 (白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫等)	(条件) 下記の造血器腫瘍群臨床所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の造血器腫瘍群検査所見区分のいずれか1つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの
	[造血器腫瘍群臨床所見区分] ① 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの ② 輸血を時々必要とするもの ③ 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの ④ 急性転化の症状を示すもの
	[造血器腫瘍群検査所見区分] ① 病的細胞が出現しているもの ② C反応性タンパク (CRP) の陽性のもの ③ 乳酸脱水素酵素 (LDH) の上昇を示すもの ④ 白血球数が正常化し難いもの ⑤ 末梢血液中の赤血球数が 300 万/mm ³ 未満のもの ⑥ 末梢血液中の血小板数が 5 万/mm ³ 未満のもの ⑦ 末梢血液中の正常顆粒球数が 1,000/mm ³ 未満のもの ⑧ 末梢血液中の正常リンパ球数が 600/mm ³ 未満のもの

(6) 高血圧

下記の1.、2. のいずれかに該当するもの (単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しない) 1. 次の条件のうち、いずれか3つを満たす「悪性高血圧症」 ① 高い拡張期性高血圧 (通常拡張期血圧が 120 mm Hg 以上) ② 眼底所見で、両側性にうっ血乳頭があり、少なくとも滲出性変化を伴う高血圧性網膜症を示す ③ 腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる ④ 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う 2. 1年内の一過性脳虚血発作または動脈硬化の所見のほかに、出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有し、かつ、一般状態区分の③、④または⑤に該当するもの

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

疾病障害給付金

(7) 骨盤内臓器の障害

下記の1.～6.のいずれかに該当するもの

1. 尿路変更のストマをもつもの
2. 回腸人工肛門または上行・横行結腸人工肛門のストマをもつもの
3. 下行・S状結腸人工肛門のストマをもち、かつ、排尿機能障害^(注1)があるもの、または、ストマの変形もしくはストマ周辺の皮膚のびらんがあるためストマ用装具の交換を1日1回以上行う必要があるもの、もしくは洗腸によることを必要とするもの
4. 二分脊椎による高度の排尿機能障害^(注2)があるもの
5. 二分脊椎による排便機能障害^(注3)および排尿機能障害があるもの
6. 空腸・回腸または結腸の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻口から腸内容の大部分のもれがあり、手術等によっても治癒の見込のないもの

(注1) 「排尿機能障害」とは、人工肛門造設術後の神経因性膀胱または二分脊椎による神経因性膀胱であって、次のいずれかの症状のあるものをいいます。

- ① 腹圧性尿失禁がある
- ② 排尿時に腹圧を必要とする
- ③ 排尿時間が60秒を超える
- ④ 残尿量が15%以上ある

ただし、上記症状がない場合であっても、泌尿器科学的検査において膀胱内圧検査が異常を認めるか、または排泄性腎盂造影検査において水腎症もしくは結石形成を認めるものを含みます。

(注2) 「高度の排尿機能障害」とは、二分脊椎による神経因性膀胱であって、完全尿失禁、カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする状態をいいます。

(注3) 「排便機能障害」とは、二分脊椎に起因する直腸麻痺による便秘または便失禁がある状態をいいます。

7. 永続的な人工透析療法（上表(p)）

「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

介護給付金

対象となる給付金	介護給付金
----------	-------

要 介 護 状 態

要 介 護 状 態	次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表の a に該当し、かつ、下表の b～e のうち 2 項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-----------------------	---

a	ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b	衣服の着脱が自分ではできない。
c	入浴が自分ではできない。
d	食物の摂取が自分ではできない。
e	大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備 考

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- (ア) 「器質性認知症」
- 「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類番号
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

介護給付金

(イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- | | |
|---|--|
| a | 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 |
| b | 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 |
| c | 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。 |

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

4. 障害状態、要介護状態、特定損傷について

特定損傷給付金

対象となる給付金

特定損傷給付金

特 定 損 傷

「特定損傷」とは、次のいずれかの損傷をいいます。

1. 骨折
2. 関節脱臼
3. 腱の断裂

備 考

1. 骨折
「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
2. 関節脱臼
「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
3. 腱の断裂
「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。